安倍政権が狙う　生活保護基準切り下げ

300円の弁当、夫と二人で分け…

安倍政権は、生活保護の生活扶助基準額（注）を6・5％引き下げようとしています。これで受給者の暮らしはどうなるのか。埼玉県加須（かぞ）市の高齢者の場合は―。　坂本健吾記者

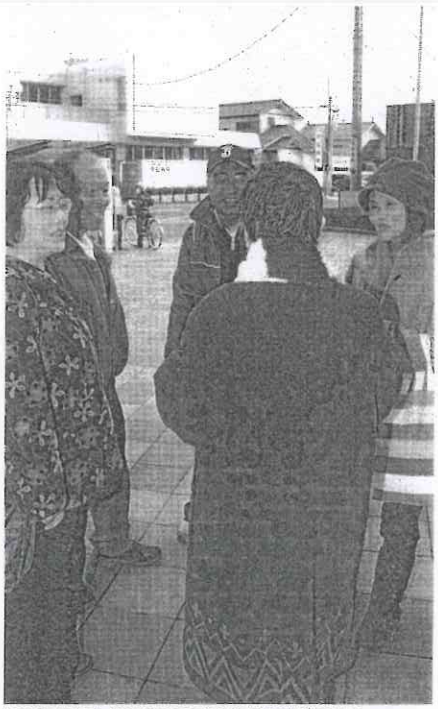

加須市生活と健康を守る会の仲間と談笑する女性（手前後ろ向き）。左から3人目が酒井さん

「昨年まで働いていましたが、腰痛で動けなくなり、辞めました」

加須市の女性（74）は話します。女性は工場などの清掃をしていました。夫（79）も駐輪場の整理をしていましたが、立ち仕事がきつく辞めました。

2人で働いた月数万円の収入はゼロに。後は2人で月8万7千円の年金だけです。

市の生活扶助基準は、70歳以上の2人世帯で月9万2千円ほど。夫妻は、年金を差し引いた数千円を、生活扶助として受けるようになりました。

それでも、働いていたときに比べ、生活費をさらに切り詰めました。

「風呂は3日に1回。電気をつけるのは1部屋だけ。食事は野菜中心です」と女性。1個300円の宅配弁当を、2人で分けて食べています。

いま心配なのは、使い古した洗濯機の水漏れです。「買いたいけど買えない。後が怖くて。食べ物が第一だから」

夫は昨年末に入院し、2月下旬に亡くなりました。70歳以上の単身世帯となり、生活扶助基準は月6万2千円ほどに減ります。（水光熱費などは1人になっても半分には減りません）

その上、生活扶助が削られたら…。「きついです。国会に行けるなら大きな声で反対と言いたい」

女性の相談に乗ってきた、加須市生活と健康を守る会の事務局長、酒井政次さんは話します。

「私たちは2カ月に1回、『なんでも相談会』を開いています。事前にチラシを配り、市の広報にも案内が載ります。昨年10月に相談にきた男性は所持金が1700円しかありませんでした。貧困なのに生活保護を受けていない人はたくさんいます。基準を引き下げたら、さらに受けられない人が出てしまいます」

安倍政権の生活扶助基準引き下げは、今年8月から段階的に行います。3年後には国の負担を年670億円削減。生活扶助が減らされる世帯は96％に及びます。

1950年に今の生活保護法ができてから、生活扶助基準を引き下げたのは2003年度（0・9％）、04年度（0・2％）の2回だけ。今回の6・5％もの大幅な引き下げは初めてです。

「STOP！　生活保護基準引き下げ」アクションが、国会内で開いた緊急集会（2月19日）。

「基準引き下げは死活問題」など切実な訴えが続きました。宇都宮健児・前日弁連会長は、「憲法25条の生存権保障を骨抜きにするのは許されない」と強調。国会で「当事者の声をまず聞くべきだ」と訴えました。

「STOP！　生活保護基準引き下げ」アクションが行った緊急院内集会。発言するのは宇都宮・前日弁連会長＝2月19日

（注）生活扶助基準額
生活扶助は食費、被服費、水光熱費など日常生活に必要な費用のこと。ほかに家賃の住宅扶助、医療費負担の医療扶助などがあります。

引き下げに根拠なし

弁護士など法律家や、生活に困った人を支援する団体の人たちでつくる「生活保護問題対策全国会議」幹事で、「NPO法人自立生活サポートセンター・もやい」代表理事の稲葉剛さんに聞きました。

もやい代表理事　稲葉剛さん

生活扶助基準は、物価の要素を排除し、一般国民の消費動向に対応させる形で決められてきました。しかし、今回の引き下げの約9割は「デフレによる物価下落分」です。

基準の決め方を根本的に変えるやり方が突然示されたのです。厚生労働省の社会保障審議会でも議論されていません。

仮に「デフレ論」をとるとしても、下落ぶりを2008年と比べるのはおかしい。08年は原油高の影響を受けて、物価が突出して高かった年だからです。前回、生活扶助基準を引き下げた04年と比べれば、それほど下がっていません。（十大品目総合の消費者物価指数）

しかも、この中で大きく下がったのは、テレビやパソコンなどの家電製品や家具など。逆に食料、水光熱費、被服・履物などは上がっています。

低所得者ほど、家計に占める家電製品や家具などの割合が低く、食費や水光熱費などは高い。この割合にそって物価を計算すれば、基準を引き下げるという結論になりようがありません。

自民党の主張にそって生活保護基準を引き下げるという結論が先で、それに合わせて数字を操作したとしか思えません。

生活保護は、国民の生活を下支えするナショナルミニマム（国が保障する最低生活水準）です。生活保護基準が下がると、就学援助や最低賃金、住民税の非課税基準、保育、介護、障害などの福祉全体に影響します。政府は他の制度に影響させないと言いますが、完全に防ぐことはできません。法改正が必要な場合や、地方自治体の事業もあるからです。

引き下げで困るのは、低年金やワーキングプア（働く貧困層）の人たちです。今なら生活保護を受けられる人が、受けられなくなります。引き下げではなく、生活に困った人が誰でも使える制度にすべきです。

メディアをよむ

成見　暁子

2月13日付「朝日」夕刊に「憲法の使い方」との論説委員のコラムが載った。

司法試験合格後1年間の実務研修を受ける司法修習生に国が給与を支払うのをやめ、生活費を貸し付ける制度（貸与制）が始まったが、これが違憲だとして若手弁護士たちが訴訟を準備している。

コラムはこの動きを「憲法という刀は扱いがむずかしい。振り回すと重みでよろけ、自分の足を切りつける」などとくさす内容だ。

「憲法の使い方」いかに

「朝日」は社説でも貸与制「歓迎」と書いたが、「違憲の片棒をかついだ」ことには無反省だ。「将来、自衛官として危険をかえりみず事に当たることを求められる防衛大学校生」が給料をもらい続けるのはよいが、司法制度の根幹を支える法律家の卵が、アルバイトも認められない修習生の間、給与をもらうのはけしからんという「センス」にも驚く。はては、若手弁護士らが「憲法の使い方」を誤っているとやゆするのだ。

その憲法は今、危機的状況にあるが、大手メディアの危機感は薄い。

自民が狙う国家安全保障基本法案は、政府ですら長年憲法上許されないとしてきた集団的自衛権行使を法律でもって容認し、同時に国民の知る権利を奪い国民主権をないがしろにする秘密保全法の制定を求めるが、その危険性をメディアは伝えているのか。

政府は新年度から生活保護を削減するというが、命を削られる受給者や未受給者にどれだけ寄り添って生存権の実態を伝えているのか。公務員や教育者の自由の圧殺にどれだけ警告を発しているか。

憲法は、常に為政者の攻撃にさらされる宿命にある。だからこそ憲法は、国民に保障する自由および権利は、国民の不断の努力によって保持しなければならないとする（12条）。憲法攻撃に常に警戒し、憲法を守り生かそうとする営みに共感することが、メディアの本質的使命だ。メディアにこそ「憲法の使い方」が問われているのである。（なるみ・あきこ＝弁護士）